



地域おこし協力隊

かわえ まさや
河江 将弥 さん

令和 8 年 1 月より地域おこし協力隊として農業振興課で活動されている河江さんに、栃木市で活動することになったきっかけや、現在の取り組みについてお話を伺いました。



令和 8 年 1 月より地域おこし協力隊として農業振興課で活動されている河江さんに、栃木市で活動することになったきっかけや、現在の取り組みについてお話を伺いました。

30代からの新たな挑戦
宮城県仙台市出身で、学生時代はサッカー一筋、高校時代にはインターハイにも出場しました。大学では英語を勉強し、海外一人旅も経験。その後は民間企業で営業や事業企画の仕事に携わっていました。転職が訪れたのは30歳を迎えた頃でした。

「自分が本当にやりたいこと、自分ができることは何かを見つめ直ししました。その中で、地域活動や『農ある暮らし』への思いが強くなりました。」
もともと古民家や歴史ある街並みに興味があり、各地を訪れていた河江さん。栃木市の交流イベントに参加した際、街並みだけでなく、地域の人たちの温かさにも惹かれたといいます。
「地域の方と関わって、より栃木市が好きになったので、地域おこし協力隊になり、栃木市のために精一杯活動していきたいと強く思いました。」

地域に飛び込み、農を学ぶ
今年の1月に着任し、農業振興課で『グリーンツーリズム』と『六次産業化』をテーマに活動しています。着任から半年。地域の方とのジャガイモの植え付けや味噌づくり、嘉右衛門町でのそば打ちなど、農業や地域文化に触れてきました。4月には、いわき市のお祭りで栃木市のPRブースを初出店し、栃木の魅力を発信。栃木市の特産品への関心の高さを感じたと言います。

「農業の楽しさや喜びはもちろん、難しさや大変さ、地域への想いを多くの方に知ってもらい、食のありがたみを感じてもらえたら嬉しいです。」
大切なものは『人とのつながり』
河江さんが大切にしているのは、人とのつながりです。
「自分の活動をきっかけに農家の方や地域の方同士の新たなつながりが生まれる瞬間を見ると、とてもうれしくなります。」
将来は、古民家を活用した交流の場づくりにも挑戦したいと、今後の夢を語ってくれました。

STOP温暖化！ カーボンニュートラル

はじめよう、デコ活！“暮らしの中のエコろがけ”

環境省では、地球環境を守りながら、わたしたちの生活をより快適で健康的なものにしていくため、新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

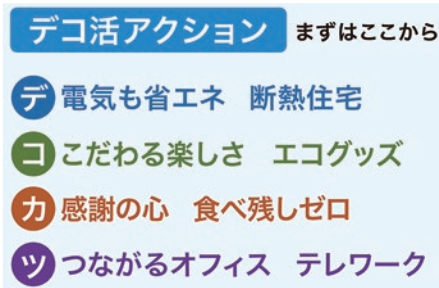
「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と、活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。本市もこの「デコ活」に賛同し、「デコ活宣言」を行っています。

デコ活は、日常生活の中で少しずつ工夫をすることで始められます。使っていない電気をこまめに消す、公共

交通機関や自転車を使う、地元の旬の食材を選ぶといったことも立派なデコ活です。みんなで協力して、環境にやさしい未来をつくりましょう。

デコ活応援隊（環境省地球環境局）

☎ 03-5521-8341



☎ 環境課 ☎ (21) 2421

■栃木市人事行政の運営等の状況（概要）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和 7 年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細については市ホームページに掲載しています。

1 職員数に関する状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		7 年度	8 年度		
一般行政	議会	10	9	▲ 1	事務の統廃合
	総務	251	261	10	業務増
	税務	58	58	0	
	民生	237	235	▲ 2	事務の統廃合
	衛生	52	54	2	業務増
	労働	2	2	0	
	農林水産	39	40	1	業務増
	商工	37	34	▲ 3	事務の統廃合
特別行政	土木	99	99	0	
	小計	785	792	7	
	教育	145	151	6	業務増
普通会計	消防	199	200	1	業務増
	小計	344	351	7	
普通会計		1,129	1,143	14	
公営企業等	水道	25	24	▲ 1	事務の統廃合
	下水道	20	21	1	業務増
	その他	65	67	2	業務増
	小計	110	112	2	
合計		1,239	1,255	16	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R 7 年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
7 年度	人 151,170	千円 76,550,943	千円 3,181,355	千円 13,041,839	% 17.0	% 16.1

※人件費（B）には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
8 年度	1,174	千円 4,923,045	千円 1,151,841	千円 2,086,759	千円 8,161,645	千円 6,952

※ 1. 職員手当には、退職手当を含みません。2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	352,651 円	43.6 歳
技能労務職	295,932 円	58.2 歳

※ 1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。

2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

(4) 職員の初任給の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料月額
一般行政職	大 学 卒 232,000 円
	高 校 卒 200,300 円
技能労務職	高 校 卒 215,900 円

※一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒 286,942 円	366,222 円	388,247 円	419,060 円
	高校卒 254,300 円	335,700 円	344,900 円	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 行政職給料表適用職員の級別職員数の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長主査	副主幹	課長補佐	課長	部長	
職員数	49	139	193	310	129	103	78	16	1,017
構成比	4.8%	13.7%	19.0%	30.5%	12.7%	10.1%	7.7%	1.5%	100.0%

(7) 職員手当の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当の種類	支給額等																	
扶養手当	支給対象者 (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日 までの間にある子、孫及び弟妹 (2) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (3) 重度心身障がい者 支給額（月額） <table><tr><td>子</td><td>1 人につき 13,000 円</td></tr><tr><td>父母等</td><td>1 人につき 6,500 円</td></tr><tr><td>満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子</td><td>1 人につき 5,000 円加算</td></tr></table>	子	1 人につき 13,000 円	父母等	1 人につき 6,500 円	満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子	1 人につき 5,000 円加算											
	子	1 人につき 13,000 円																
	父母等	1 人につき 6,500 円																
	満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子	1 人につき 5,000 円加算																
地域手当	支給対象者 全職員 支給額（給料月額＋管理職手当＋扶養手当）×支給割合 支給割合は 4%																	
住居手当	支給対象者 住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている 職員 支給額（月額） <table><tr><td>借 家</td><td>28,000 円以内</td></tr></table>	借 家	28,000 円以内															
	借 家	28,000 円以内																
通勤手当	支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員 支給額（月額） <table><tr><td>交通機関等利用</td><td>150,000 円以内</td></tr><tr><td>自動車等使用 (通勤距離に応じ)</td><td>2,000 円から 66,400 円まで</td></tr><tr><td>駐車場等利用</td><td>3,000 円以内</td></tr></table>	交通機関等利用	150,000 円以内	自動車等使用 (通勤距離に応じ)	2,000 円から 66,400 円まで	駐車場等利用	3,000 円以内											
	交通機関等利用	150,000 円以内																
	自動車等使用 (通勤距離に応じ)	2,000 円から 66,400 円まで																
	駐車場等利用	3,000 円以内																
時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価× 125 / 100 ・週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価× 135 / 100 ・午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 その割合に 100 分の 25 を加算した割合																	
期末手当 勤勉手当	<table><tr><td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td><td>計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.2625 月分</td><td>1.0625 月分</td><td>2.325 月分</td></tr><tr><td>1 2 月期</td><td>1.2625 月分</td><td>1.0625 月分</td><td>2.325 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.525 月分</td><td>2.125 月分</td><td>4.65 月分</td></tr></table> 勤勉手当の支給月数（管理監督職を除く）は、成績標準者に係る ものです。（職制上の段階、職務の級等による加算措置有）		期末手当	勤勉手当	計	6 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分	1 2 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分	計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分	
		期末手当	勤勉手当	計														
6 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分															
1 2 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分															
計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分															
退職手当	<table><tr><td rowspan="2">勤続年数</td><td colspan="2">支給率</td></tr><tr><td>自己都合</td><td>応募認定・定年</td></tr><tr><td>勤続 20 年</td><td>19.6695 月分</td><td>24.586875 月分</td></tr><tr><td>勤続 25 年</td><td>28.0395 月分</td><td>33.27075 月分</td></tr><tr><td>勤続 35 年</td><td>39.7575 月分</td><td>47.709 月分</td></tr><tr><td>最高限度額</td><td>47.709 月分</td><td>47.709 月分</td></tr></table> 定年前早期退職特例措置として、3～45%の加算があります。	勤続年数	支給率		自己都合	応募認定・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
勤続年数	支給率																	
	自己都合	応募認定・定年																
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分																
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分																
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分																
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分																

(8) 特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	1,020,000 円
副市長	840,000 円
教育長	680,000 円
議長	535,000 円
副議長	465,000 円
議員	420,000 円

※市長は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 24 日まで報酬等月額の 10 % を減額しています。
※副市長は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 24 日まで報酬等月額の 10 % を減額しています。
※教育長は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 24 日まで報酬等月額の 5 % を減額しています。

3 公平委員会の業務の状況

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- 不利益処分等に関する不服申し立ての状況 該当なし
- 職員からの苦情の処理の状況

相談事案数	0 件
処理件数	0 件